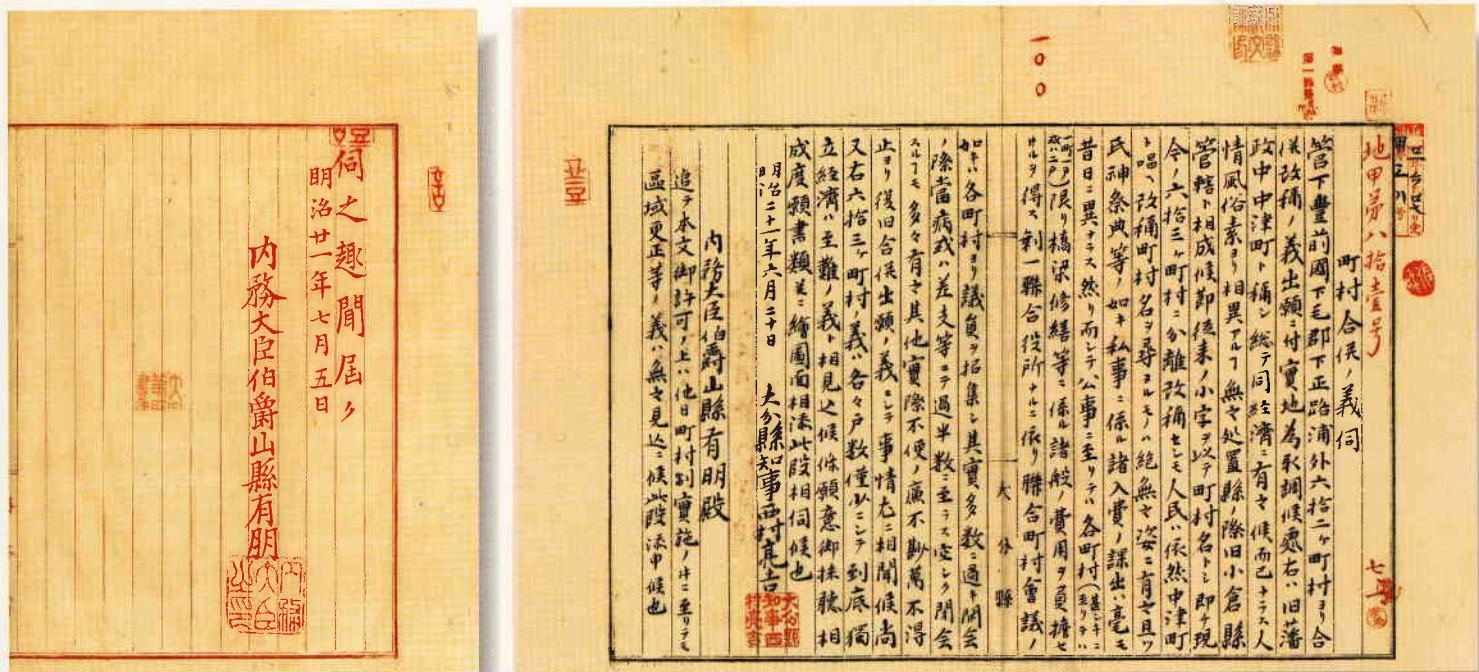


「AR」はアーカイブスとアーキビストの頭2字をとり、歴史情報を守り未来に生かすさきがけの使命を表しています。

大分県公文書館だより 平成17年3月 第12号



写真②

(『指令留』明治21年～明治22年)

写真①

明治の大合併に先立つ 新中津町の成立

下毛・宇佐郡は明治四（一八七一）年に小倉県に属し、その後福岡県を経て、同九年大分県に移管されました。当時政府は、地域の経済圏・文化圏を考慮せず、大区区（戸籍・地方行政区画）を実施したため、住民の生活に支障がありました。明治十一年の郡区町村編成法施行後は旧町村が復活しましたが、町村規模が小さく財政面など不都合な面が多く、町村の連合が行われました。写真の下毛郡下正路浦ほか六十二町村について、大分県はその矛盾を合併により解消するため、明治二十二年六月二十日付けで内務省に申請し（写真①）、七月五日付けで認可されました（写真②）。これにより七月二十一日、新中津町が成立しました。翌二十二年の全国的な町村合併に先立つて、中津地域の統合がなされたのです。今、平成の町村合併の波が押し寄せていますが、歴史の教訓に学び、地域が生かされる眞の意味での合併が行われることが期待されています。

平成の合併に際して

（大分県公文書館）この一年

大分県公文書館長
繁 司
神

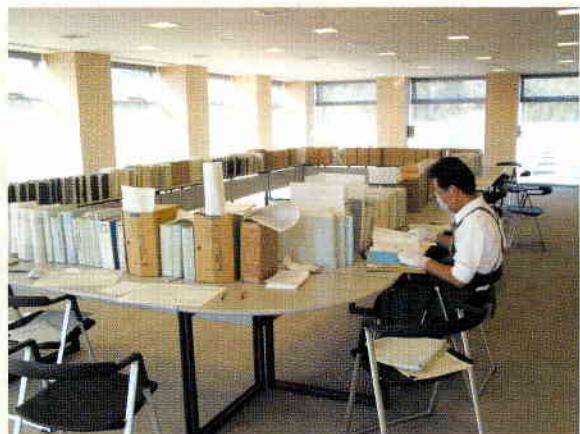
大分県公文書館は、平成十七年二月、開館十周年を迎えました。本誌前号「次の一步のために」では、平成の大合併を前に、当館の抱える問題点を指摘しました。本号ではこの一年間の動きと今後の課題を、日本の公文書館をめぐる情勢も踏まえてまとめました。

アーカイブズ零年から

アーカイブ元年へ

平成十六年は、日本における公文書及び公文書館制度が未整備である状況を称して、「アーカイブズ零年」（『日本経済新聞』）と捉えられた一方で、公文書及び公文書館に関する取り組みが、例年になく多く見られた年でもありました。第百五十九回国会施政方針演説において、小泉内閣総理大臣が公文書保存及び利用体制の整備に言及したことにより、「日本アーカイブズ学会」の設立、「デジタルアーカイブ」の興隆及び「デジタル・アーキビスト」養成の萌芽、市町村合併に伴う史資料散逸防止に関するシンポジウムの開催、地震・風水害被災地での資料救出活動な

ど顕著な動きがありました。とりわけ、内閣官房長官の私的な懇談会である「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」によって報告書「公文書等の適切な管理、保存及び利用のための体制整備について」（平成十六年六月二十八日）がまとめられたことが象徴的です。行政が説明責任を果たすべき、国民の共有財産としての公文書が、情報公開制度のもとでなお大量廃棄されているという状況を是正するために、政府は平成十七年度から、国立公文書館への公文書移管基準の明確化や「中間書庫」の創設など、公文書の元的な管理システムを構築する方針を決定しました。また、「公文書館制度強化推進議員連盟」結成の機運も見られます。このような状況を受けて、平成十七年を「アーカイブ元



移管文書の整理作業

年」（国際資料研究所）と位置づける見方もあります。

大分県公文書館の一 年

（1）市町村合併と公文書等保存

県内でも市町村合併に向けた動きが活発化するなか、当館では平成十六年四月から、各市町村長・合併協議会会长・市町村教育長をはじめ県内関係諸機関にあてて、「市町村合併時における公文書等の保存について（お願い）」など公文書・歴史資料等の保存に関する一連の要請を行いました。また、資料館や図書館へも同趣旨の依頼を行つてきており、いくつかの自治体や図書館等がこれに具体的に即応してくれました。



宇目町寄託文書

地域資料の保存という、ささやかながら脈々とした流れが、平成の大合併を機に大きな潮流になるかの様も呈しました。平成十五年には、県内でも大分県地方史研究会が「市町村合併に伴う公文書等の保存に関する宣言」を出し、アーキビスト養成講座を開設したばかりの別府大学を会場に、平成十六年六月、「アーカイブズフォーラム大分記録資料保存の行方」が開催されました。会場からは、合併を前に公文書等が現実に廃棄される具体的な活動状況と問題点を報告しました。また、平成十六年度竹田地区文化財調査委員研修会において、「歴史を遺す 公文書保存と市町村合併」と題して、当館の職員が研修講師を務めたことも特記されます。

(2) 移管公文書の拡大

平成十六年十月一日、「行政文書管理システム」が導入され、電子県庁への第一歩を踏み出しました。これに伴う文書管理規程の改正により、公文書の概念が電磁的記録にまで広がりました。また、これまで主に知事部局から引渡しを受けていた公文書が、教育委員会文書にまで拡大されました（「大分県教育委員会文書管理規程」第三十九条の一、第六十二条の一）。地下書庫に眠っていた明治・大正時代を含む約三千冊の薄冊が当館に引き渡されることになりました。引き続き、警察本部や議会事務局などに働きかけて、広範な県公文書等の収集に努力していきます（本号八頁参照）。

(3) 史料の発掘と啓蒙活動

「知事引継書」など、当館には県政に関する重要資料が欠落しているなかで、初代知事・森下景端（かけなお）の公文書を多数発見したことば、平素からの所在調査の成果と言えます（本号四・五頁参照）。また、公文書の重要性と公文書館の必要性を県民に理解してもらうために、国立公文書館の協力を得て開館十周年記念企画展「国立公文書館所蔵品展」を開催しました（本号六頁参照）。

次の二歩のための大きな課題

平成の大合併をむしろ好機として、公文書・歴史資料・文化財等を保存・保護しようといつシンポジウムや要請はいままお続けられ



「アーカイブスフォーラム大分 記録資料保存の行方」 (平成16年6月19・20日)



竹田地区文化財調査委員研修会
(平成16年10月29日)

ています。しかし、個々のシンポジウムをこえて、全県的な史資料保存・利用のためのネットワークが形成される動向は、些かも見えております。また、平成十六年に設立された「大分県近現代資料調査センター」等NPO法人との協働も課題の一つだと思われます。公文書館をめぐる冒頭の情勢にも鑑み、例えば、電子公文書の移管を含む文書管理サイクルの構築、専門職としての（デジタル）アーキビストの配置等々。しかし本質的には、多くの情報公開訴訟に端的に見られるように、行政が、抛つて立つ公文書についての認識を改めない限り、公文書館は隠喩としての古文書館であり続けると思われます。

初代大分県長官 森下景端関係の任官宣言等公文書を発見

大分県は明治四（一八七一）年十一月十四日成立し、岡山県権参事森下景端が大分県参事として派遣されました（のち権令から県令になる）。五年ちかい彼の施政下で、大分県の方向づけがなされたと言つても過言ではありません。しかし、この大分県草創期における関係資料は、意外にも、県内には皆無と言えるほど残っています。

従来、森下家関係史料としては、岡山大学付属図書館蔵の岡山藩政史料や黒住教本部史料等が知られていましたが、岡山県立県博物館にも森下家史料が寄託されていることが分かり、早速、同館を訪れました。

資料目録によると、史料総数949件、1633点にのぼります。森下景端の大分県時代の公文書類がかなり残っており、「奉公」の部では、「森下景端補任状」「森下景端叙任状」「戸長・副戸長具状書」「史生甲斐・権小属柴田連署願書」「補亡山本貞治上申書」「悔堂申上書」「建言案」「豊日国界書類」など直接間接の史料が九〇件を越えます。その他に、「書状」「絵図」「家」等にも五〇件を越える大分県関係の史料が含まれています。

現在これらの史料を、森下家と岡山県立博物館の許可を受け、マイクロフィルム化し複製本にして閲覧に供する準備をしています。今後、複製本が刊行され、その利用が可能になれば、大分県成立期の実態の解明が更に進むことになるでしょう。



◎二つの疑問

今回の調査で明かになつたことを紹介します。従来から次の二点が疑問視されてきました。

その一、廃藩置県後の、県の設置（改置府県）は全国一律ではなく、明治四年十一月十三日から、同二十四日にかけて全国を四ブロックに分けて施行された。大分県は同十四日、西海道（九州地方）ブロックの中で設置された。当然その日に大分県長官の任命があつたと著えられるが、それを示す直接的な史料がない。大分県の記録類は十一月十四日としているが、十一月二十四日（大分県立図書館所

の疑問に関して、次の①②③の史料が保存されています。

① 破損している明治四年辛未十一月十四日付けの任官宣言（写真Ⅰ）
② ①と同文の、明治四年辛未十一月十四日付けの任官宣言と、明治五年壬申十一月十日付けの位記（写真Ⅱ）
③ 六年六月三十日付け史官から大分県権令森下景端宛の封に同封されている

史官宛の、（位記や任官宣言が破却された旨の）報告と再発行の願いを兼ねた申請書（写真Ⅲ）
文書の頭部に「中村」「野口」、文末の森下景端の下に「景端」あり。末部の「史官御中」の朱の空白部には司法省の見解が朱記されている。

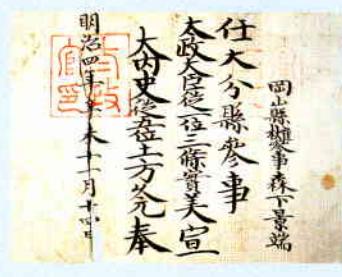


写真 I

森下家史料(岡山県立博物館寄託史料)

二つの疑問点は以上①②③の史料から解決できました。

第一の疑問点について ①②より、明治四年辛未十一月十四日付け大分県参事森下景端の任官宣旨そのものが存在することにより、西海道ブロックの新県設置日その日に、森下景端は大分県参事に任命されたことが確認できます。

第二の疑問点について ①と②の任官宣旨は同文であるが、よく見ると筆跡は異なっています。また岡山県権の「権」、大内史従の「従」、土方久の「久」の字体が①と②とでは異なります。同じ年月日のものであるが、同一のものではなく、作成された時期が違うと考えられます。

③は、まさに前述の黒住教本部史料に残る再発行申請の控え文書の原本です(ただし、一度史官へ提出されて、司法省の見解が記されて返送されてきたもの)。明治六年六月二十五日付けで、大分県権令森下景端が申請書を提出したものだが、「史官御中」の後の部分に、

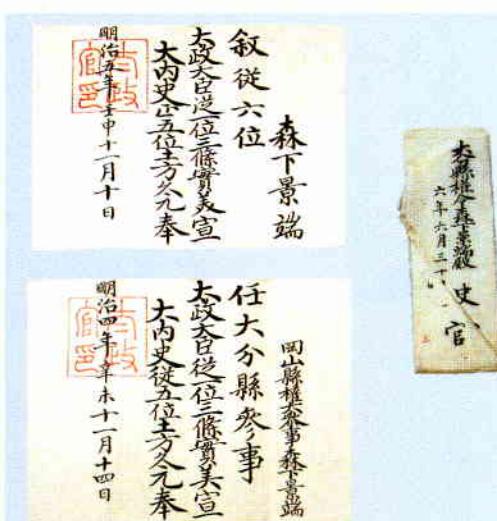


写真 II

森下家史料(岡山県立博物館寄託史料)

「職制律 乘毀官文書条例官ノ文書ヲ水火盗賊ニ因テ毀失スル者ハ坐セス(司法省印)無罪」と朱記されています。司法省の公印が押されていることから、森下権令に返送された司法省の公文書と言えます。同省は権令の文書紛失を「無罪」としています。しかしこれだけでは再発行されたどうかは分かりません。その答えを示すのが②です。史官から森下権令宛の六年六月三十日付けの封筒には、二年前に発行された①と同文の明治四年辛未十一月十四日付けの任官宣旨と、同五年壬申十一月十日付けの位記の2枚が入っています。まさに再発行されたものと思われます。森下権令が史官に願い出たのが明治六年六月二十五日付け、史官からの返書が六年六月三十日付け、現在の行政事務から見ると遙かにスピード一歩早いことです(この点の説明は今後

の課題)。

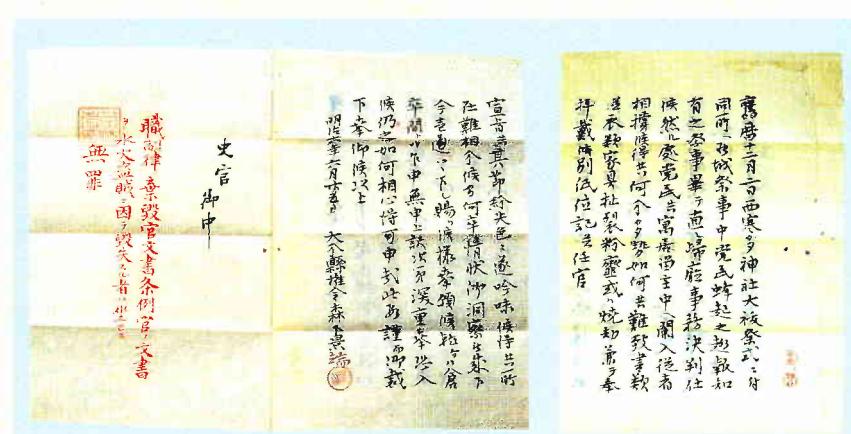


写真 III

森下家史料(岡山県立博物館寄託史料)

以上①②③の史料から、大分県権令森下景端の願いは受理され、任官宣旨と位記が再発行されたことが裏付けられます。任官宣旨や位記等が再発行されること自体珍しいのに、その上、同日付けの新旧それぞれの任官宣旨が保存されているのは、実に希有のことであると言えます。

注 大分県参事任命日については、別府大学教授

末広利人氏の考察がある(『大分県地方史』一七六号「初代大分県令森下景端(1)」)

国立公文書館所蔵品展

当館は、本県に関する、歴史的資料として重要な価値を有する公文書、その他記録を、県民の共通の財産として体系的に遺し、組織の円滑かつ適切なる運営と継続性を後世に伝え、組織の営みを検証するために、これらの公文書等を評価・選別・整理・保存し、関連する調査研究を行い、県民の皆様に利用していただきとともに、図書館や先哲史料館と一緒に「豊の国情報ライブラリー」として、県民の「だれでも、いつでも、どこからでも」利用できる、県民に開かれた多目的機能を備えた、複合文化施設として平成7年2月に開館し、今年で十周年を迎えました。これを記念して、独立行政法人国立公文書館のご協力を得て、下記の通り企画展を開催しました。

市町村合併や行財政改革に伴う行政機関等の統廃合が進む中、今回の企画展は、子供たちに歴史意識を芽生えさせ、県民に公文書の重要性、公文書館の必要性を認識させ、将来の県民に対する説明責任を果たすという公文書館の設置目的を多くの来館者に理解・認識して頂けたものと思っています。

公文書館は、古くは古代メソポタミアで、王宮や神殿の記録を粘土板に刻んで保管したところに由来し、これは当時の支配者が情報を独占することで権力を確保し続けるためで

した。

近代公文書館の起源は、フランス革命直後の一七九〇年パリに設置され、国民議会の議事録や各省庁からの公文書等を保存・公開した仮国立公文書館ですが、支配者が独占していた情報を市民・国民に解放することにより、国民一人ひとりが情報を共有することにあるとされています。

歐米では、「公文書館は、単なる歴史保存施設ではなく、人権擁護や説明責任のための、民主主義の本質に深く関わる施設である。」とされ、また、「公文書館なくして民主主義なし。」(No Archives No Democracy)という理念もあります。



1 期 日	平成16年12月7日(火)～平成17年1月30日(日)	
2 場 所	大分県立先哲史料館展示ホール（大分県立図書館内）	
3 展示品	(1) 大日本帝国憲法（ご署名原本）	明治22年2月11日
	(2) 日本国憲法（ご署名原本）	昭和21年11月3日
	(3) 日本国憲法公布の閣議書	昭和21年10月29日
	(4) 終戦の詔書（第二次世界大戦）	（ご署名原本）昭和20年8月14日
	(5) 第一回地方官会議開催の詔	明治8年6月
	(6) 市制及び町村制（ご署名原本）	明治21年4月17日
	(7) 地方自治法（ご署名原本）	昭和22年4月16日
	(8) 日露講和条約（ご署名原本）	明治38年10月16日
4 来館者数	3,285名	

教えて！公文書館

今回は、公文書館を知らないという方の素朴な質問をQ&A方式で回答します。

Q4 利用時間は？

A 午前九時から午後五時までです。ただし、休館日として、日・月曜日、国民の祝日（日・月曜日と重なった場合は、火曜日）、年末年始（十二月二十八日～一月四日）及び特別整理期間を設けておりますので、それ以外の日利用您的となります。

Q1 公文書館ってなに？

A 大分県公文書館は、昭和六十一年に制定された「公文書館法」の趣旨を受け平成七年一月に開館しました。大分県の歴史とも言える重要な公文書等を収集・保存し、県民共有の財産として後世に伝承していくとともに広く県民の利用に供していける施設です。

Q2 そもそも公文書ってなに？

A 行政機関が政策を行つ場合に作成される文書を『公文書』といいます。公文書は、その地域が創られていく過程を記す歴史の資料といえます。

Q3 もののような資料があるの？

A 県・町村（寄託分）の公文書五万点、行政資料二万五千点、その他資料四万点を所蔵しています。当時の大分県の歴史を理解するのに重要な資料を積極的に収集しています。

A 公文書は、原則事業完結後三十年経過した

Q5 資料はどうやって保管しているの？

A 公文書は、一般図書と違ひこの世に一点しか存在しない貴重な資料であるため、くん蒸消毒処理後、温度・湿度管理された書庫で保管されています。

なお、一階閲覧室には、『大分県報』の複製本など約一千点を公開しており、自由に見ることができます。

Q6 資料の閲覧はどうのよいかの？

A 閲覧申請書に必要事項を記入して頂ければどなたでも閲覧できます。身分証明書や印鑑も不要です。また、閲覧したい資料は、備え付けの薄冊目録で探すこともできますし、コンピュータによる検索もできますので、窓口の係員までお申し付けください。

Q7 全ての資料が閲覧できるの？

A 我が家に、文書類や古い地図があり、処分しようと考えているのですが。

Q10 家の倉庫や棚を整理する際に、古い文書・書物類等が出てきたことがありますか。個人的に古くて必要ななくなつたものでも、歴史的な貴重なものかもしません。処分する前に公文書館にご連絡ください。

A できる。著作権法上、又は資料保存上での問題がなければ可能です。（一枚十円の負担となります。）複写依頼書に必要事項を記入して窓口に提出してください。

Q9 どのよつの利用相談があるの？

A 研究機関の調査や、県職員が業務遂行上利用することが多いのですが、民間企業の記念誌作成や個人の方の「先祖探し」等利用相談も多岐にわたつております。

ものかぎり、他の資料は、整理を終えたものかい閲覧できません。但し、個人の秘密保持や公益上の理由により公開しないことが不適当なもの、法令上公開が禁止されているものは閲覧できません。

Q8 資料の「コピー」はできるの？

A できる。著作権法上、又は資料保存上での問題がなければ可能です。（一枚十円の負担となります。）複写依頼書に必要事項を記入して窓口に提出してください。

教育庁公文書の引渡し始まる

公文書館にとって、知事部局以外からの公文書の引渡しは、長年の懸案事項がありました。

今年度に入り、教育庁との協議を重ねた結果、教育庁の文書管理規程が平成十六年十月一日付けで改正されることになり、公文書の公文書館への引渡しが義務づけられました。

それに伴い、当館職員四名体制で三日間を費やし、教育庁の書庫（県庁総合庁舎地下書庫）に保存されていた数千冊にのぼる公文書類から、歴史的価値のある公文書を三千冊程度まで絞り込みました。今年度は、三千冊中七百五十六冊の引渡しが十一月十三日に行われました。残りは、数年に分けて引き渡される計画となっています。

今後は、まだ協議を行っていない県の関係機関に対し（公安委員会は協議中）、働きかけを行い、順次公文書の引渡しが実現するよう努力していくと思います。



やつと県公文書館へ

第一弾きょう756冊搬送

大分合同新聞提供

首相任命書 寄託さる

大分県初の首相である村山富市氏の首相任命書を、公文書館で保存しています。

当館では、村山氏と協議を重ねた結果、快い返事を頂き、平成十六年九月九日に村山氏と寄託契約を結びました。

村山氏は、平成六年六月三十日、第八十一代首相に就任しました。皇居の宮殿・松の間で天皇陛下ご出席のもと親任式が行われ、先代首相の羽田孜氏から官記（任命書）を受け取りました。任命書の大きさはA4判ほどで、

「内閣総理大臣に任命する明仁御璽」と記されており、当館では、レプリカを作成し、当分の間、閲覧室に展示しております。お気軽にお立ち寄りください。



平成六年六月三十日
内閣総理大臣 羽田 孜

訂正のお知らせ
平成十六年三月一日発行「大分県公文書館」だより「第十一号の二頁に国立公文書館が創立された年を昭和三十七年と掲載しておりますが、昭和四十六年の誤りです。訂正してお詫びいたします」

大分県公文書館だより 第12号

発行日 平成17年3月1日
編集・発行 大分県公文書館
〒870-0814 大分県大分市駄原587-1
TEL 097-546-8840
FAX 097-546-8849
ホームページ <http://www.pref.oita.jp/11103/>
メールアドレス a11103@pref.oita.lg.jp

* 利用案内は、7頁のQ&Aをご確認ください。

